

明代都察院の成立について

間野潜龍

【要旨】 中国歴代の政治の中で、官僚の非違を糾弾する監察制度は、行政・軍事におとらぬ重要な地位を占めている。いわゆる御史台がこれにあたり、漢代以後、常に中央地方に設置されて、官僚中の錚々たる人物が、ここに任ぜられた。しかるに明代の監察官序は、都察院の名によつて知られ、御史台とよばない。この改変は如何なる理由によるか。都察院とよぶ官序が始つたのは、洪武十五年（一三八二）であり、それ以前はやはり御史台が設置されており、しかも中書省・都督府に対して、三大府の一としてこれに重臣をあてたのである。ところが胡惟庸の大逆事件を契機として、新しい形で都察院をつくりあげた。そこで明の監察制度を知るためには、御史台時代の変遷、その政治体制の変革、ついで廃止後の察院時代の動向をたずねることが必要であり、それ以後、はじめて都察院の成立が明らかになる。ここではその間の事情を、太祖の施政方針と対応して考察することにした。

一

中国の支配体制をなりたせる重要な機構の一つは、官僚組織である。したがつてこの官僚をいかに掌握し、意のままに動かし得るか否かによつてその帝王の支配力が異つてくる。そのためには官僚の勤惰について常に注意を払い、治績のいちじるしい者を賞揚し、怠惰な者には嚴罰を科し、

その非違を正すための監察機関を必要とする。それがいわゆる御史台であつて、秦漢以来、歴朝の重要な官序であつた。この御史台の名称は、その後ひきつづいて用いられたが、明に至つて遂にやめて都察院とよんだ。それはただ名称だけの相違であらうか。

凡そ宋とか元、明とか、それぞれの王朝には、おののおの異つた性格がある。この監察制度にしても、各朝によつ

て異つたものがあり、その相異の一端を、宮崎市定博士は「明代蘇松地方の士大夫と民衆」(『史林』三七ノ三)で次のように言つておられる。「宋代以後の中国の政治は、君主独裁機構の発達として特色づけられる。そして君主独裁権の行使は、官僚機構を通じて実施される。(中略)官僚はともすれば、自己の階級的利害のために、その本来の職務に背反する虞がある。その官僚の背反を摘発するために、監察制度の強化が必要になつてくる。宋代の監察制度は官僚機構の内部にふくまれていたと言ふことができる。中央における諫官や御史、地方における監司は、強大な権限を委任されていたが、みな官僚中の錚々たるものであつた。だから宋代の監察制度は、いわば官僚自粛の制度ともいえる。

元代は宋代と少しく趣を異にし、中央にては君主の独裁権が確立されないままに、地方政治においては、特別に行御史台、肅政廉訪司という特別の監察系統の官を設けて、側面から行政司法官を監督した。明は元代の監察機構をほとんどそのままに踏襲し、各省に按察司を設けて監察を強化したが、明代の特色は、官僚をして官僚を監察させることは、すでに限界に達したものとして見切りをつけ、官僚

機構の外に、別種の監察機関を設けたことであり、それは宦官の利用である」と。これを具体的に見ると、その性格の相違がより一層わかりやすいと思われるが、ここでは明代の監察制度について、特にとりあげてみよう。明の監察制度といへば、すなわち都察院であるが、これがどのようにして成立したか、すなわち前朝まで称せられていた御史台の名のかわりに、都察院という新しい名称が何故に使われるようになったかということについて、以下にのべてみようと思う。監察制度といへば、按察司も必要なものであるが、ここではとくに御史台と都察院すなわち御史に中心をおいているので、按察司は殆んどふれないことにする。

二

さて明代における監察制度は、中央に都察院とよばれる官庁がおかれ、各地に監察御史が派遣されて、それぞれ官吏の糾察に任じた。この都察院がいわゆる前朝までの御史台に当るとされるが、明で都察院と称せられる官庁が設置されたのは、国初以来十余年をへた後のことであつて、やはり太祖朱元璋は国初に御史台をおき、諸官制をととのえ、

前朝に劣らず重要な官庁であることを期待していたのである。しかも歴代祖法を遵守し、国粹主義的傾向を持ち、とくに漢の高祖^①をしたう太祖のことであるから、漢代に基礎が確立され、歴朝に設置されて来た御史台を、わずか十余年にして別の名称に変えたことには、よほどの理由があると思わなければならない。この点に關し、今までの多くの研究は、ただ明初に御史台がおかれたことを述べてはいるが、洪武十五年に改めて都察院となし、十二道監察御史が設けられた後のことが主になつて、御史台時代の事情があまり説明されないことが多い^②。しかし明の官制はほとんど洪武の時に出来上り、しかも洪武十三年ごろまでがその陣痛期にあたることを思えば、明代都察院の成立の前提として、御史台時代をまず探究することが、明代官制を知る一つの手掛りとなるであろう。

それではまず御史台がおかれたのはいつであつただろうか。明史卷七三(職官二)によれば、

初、吳元年、御史台を置き、左右御史大夫(従一品)、御史中丞(正二品)、侍御史(従二品)、治書侍御史(正三品)、殿中侍御史(正五品)、察院監察御史(正七品)、經歷(従五品)、

都事(正七品)、照磨管勾(正八品)を設け、鄧愈・湯和を以て御史大夫となし、劉基・章濬を御史中丞となす^③。

という。そこでこの職官をみると、全く元朝の職制に準じているものであつて、元の御史台には御史大夫・中丞・侍御史・治書侍御史が置かれ、その所屬に經歷・都事・照磨・承発管勾兼獄丞・架閣庫管勾兼承発等があり、また殿中に殿中侍御史を配し、察院監察御史を任じているのとくらぶれば、一部の下部の職官に名称の異なるのがある外、すべてこれを踏襲したものであることを知る。しかもその元の御史台は、さらにさかのぼれば宋や金の御史台と同じく、ひいては漢代に於て、御史大夫・御史中丞・侍御史・治書侍御史などの名称が行われていたものである^④。したがつて明初の御史台は、全く伝統的な組織であつたのである。さらにこの吳元年の設置を、実録では吳元年十月壬子(九月)の条に、より詳しく述べて、

湯和をもつて左御史大夫となし、鄧愈を右御史大夫となし、劉基・章濬を御史中丞となす。文原吉・范頭祖を治書侍御史となし、安慶を殿中侍御史となし、錢用王を經歷となし、何士弘・吳去疾等を監察御史となす。基は仍お太史院使を兼ね。

といつてゐる。すなわちこの十月の創設に當つて、堂上官の重要な諸官はすべて任命され、陣容をととのえることができた。しかもこの時に任ぜられた人々は、いづれも国初開国の功臣であり、時すでに明朝の重臣として活躍している人物であつた。

まず左御史大夫の湯和は、字を鼎臣といい、身長七尺ばかり、謀略に富み、小さい時から嬉戯に騎射を習ひ群兇を率いたという。太祖と同郷の濠の出身で、はじめ郭子興に従つたが、のち太祖に服属し、太祖より三歳の年長ではあるけれども、よく仕えてその信任を得た。中書左丞から平章政事に進み、この御史台創設にあつて左御史大夫となり、その重任を引きうけ、また征南將軍として方国珍、陳友定を降し、山西・陝西・寧夏を鎮定した。あるいは倭寇防衛の献策を行ない、よくその成果をあげたので、それらの功により洪武三年中山侯、同十一年信国公に封ぜられ、太祖より鳳陽に邸宅を賜わるなど寵遇ことの外厚く、歿後に東甌王に追封され、開国の功臣として名声の高かつた人である。

鄧愈は泗州虹県の人、本名友徳、太祖より名を賜つて愈

に改めた。元末の争乱に父に従つて戦い、十六歳で父や兄の戦死後その跡を継いでよく軍を領し、戦には必ず先登して敵陣を陥して、衆の士気を鼓舞したといわれる。太祖の起兵に應じて来附し、各処に元軍を破り、陳友諒と戦い、二十八歳で江西行省右丞に任ぜられた。ついで湖広行省平章に進み、襄陽に鎮して威恵よく行なわれて名声を挙げた。呉元年右御史大夫となり、その後も征伐將軍として江淮に転戦し、また洪武三年征虜大將軍として王保保を破つた。それらの功により右柱国に進み、衛国公に封ぜられ、西辺の吐蕃川蔵をも討平し、歿後寧河王に封ぜられた。

また章溢は字を三益といい、浙江龍泉の人、弱冠より王毅について聖賢の学をうけ、元末に郷兵を率いて賊盜を討ち、龍泉主簿を授けられたがこれを辞し、浙東都元帥府僉事をもまた受けず、匡山に隠れた。時に太祖は劉基・宋濂らと共に彼を召して重用し、浙東按察副使となり、処州に鎮しまた温州を平らげた。太祖は群臣に諭して、「溢は儒臣といえども、父子力をつくして、寇盜をことごとく平らげ、その功は諸將におくれをとらないものだ」と言つた。御史台創設には御史中丞を拝し、母の喪に遭い、再度帰らんこ

とを乞い、悲感はなほだしく、ついに疾を得て洪武二年歿した。

劉基は字を伯温といい、処州青田の人、わかしくして穎悟、博く經史に通じ、象緯の学にくわしかつた。元末至順の間に進士に挙げられ、江浙儒学副提挙となり考官に充てられ、御史失職を論じて台臣の阻む所となり、郷に還つた。方国珍が兵を起すや、彼は郷党をあつめて自衛策を講じた。太祖が金陵に至るを聞きその下に參じ、時務十八策をのべて太祖の寵遇を得た。その信賴あつく、母の喪によつて郷里にある間も、太祖より屢々戰略その他諸種の意見を徴され、よく太祖をたすけて陳友諒、張士誠、方国珍を討平するのに功あり、太史令となつて太史監を領し、また章溢とともに御史中丞となつた。明初の諸制度はほとんど劉基及び左丞相李善長、宋濂らの手になつたものである。彼は性剛にして惡を嫉みよく曲直を正したので、李善長の勢力が強大となるに及び、これと意見があわずその間に円滑を欠き、善長より弾劾をうけたが、太祖の信賴によつて事なきを得たこともあり、のち弘文館学士に至り、誠意伯に封ぜられた。しかし胡惟庸とも事を構え、洪武八年憂憤の内に疾ん

で四月六日歿した。

以上御史台の御史大夫、御史中丞という中心になる官について、その任用された人物をみると、洪武二年に歿した章溢をのぞき、いずれも洪武三年には中山侯、衛国公、誠意伯などに封ぜられておるように、第一流の人物をこれに充てたことがわかる。しかもその配置に太祖の苦心がよくしのばれるのである。すなわち、御史大夫になつた湯和及び鄧愈は、もともと武臣であつて、早くより太祖と行をともにして、戦塵の巷にあつたけれども、十分な教育の素養をば身につけていない。したがつていわゆる官僚的職務処理には困難を來たす。これを輔けて完うするのが御史中丞であつて、この任に當つた章溢は若くして聖賢の学をうけ、劉基も經史に通じて元の進士となり、御史失職に関する上言すらしした人物である。明史卷一七八の章溢らの伝末の贊に、章溢、劉基、宋濂、葉琛をさして、「太祖が名賢を徵聘し、四先生は尤も傑出するもの」と言つてゐるが、その二人をこの任に充てたことは、御史台の運営に対する配慮と、その重要性を示すものであらう。すでに太祖は呉元年十月の創設にあたり、御史大夫湯和に論して、「卿は武臣

を以て、位は文職に処る。当に儒者の講論を求むべし」といい、さらにまた、王圻が統文獻通考巻八九に、

按ずるに国初の制は、もつばら元旧にしたがう。是の時に當つて左右大夫湯和・鄧愈は、数々斧鉞を膺して外出に寄す、而して中丞劉基・章溢が台事を理す。

と言うのは、まさに事実をものがたつていゝものである。しかもこの王圻の文からわかることは、御史大夫である湯和や鄧愈がほとんど外征に出ていることであつて、これは彼らが武臣であるから当然であらうが、ひるがえつてみれば、明初に順次あらゆる官制をととのえてゆく為には、十分に賄ひうる人員が不足であり、やむを得ずいくつかの官職の兼任をせざるを得なかつたこと、さらには僅かの信頼しうる人々でもつて、必要なまた重要なポストに置くという処置などによる結果であらう。たとえば劉基は、かつて太史監の監令であつたが、御史中丞に任ぜられるとともに、なお太史院使(呉元年十月三日太史監を太史院と改め、劉基を院使となす)を兼ねており、また湯和は御史台創設の命が出た翌日、征南將軍に任ぜられて、方国珍征討に慶元へ向つている。あるいは洪武元年正月十日に東宮官属を定めた時

に、左丞相李善長に太子少師を兼ね、以下御史大夫鄧愈・湯和に論徳を兼ね、劉基・章溢に贊善大夫、治書侍御史文原吉・范頤祖に賓客を兼ねしめていたのである。^④

さてかくして御史台が創設されたが、太祖はこの官庁に對し、どのような期待をもつていたであらうか。その創設の際に太祖が論した言葉によくその任務を示しているが、それによれば、^⑤

國家に新しくこの三大府を立て、天下の政を總ぶ。中書は政の本なり、都督府は軍旅を掌どり、御史台は百司を糾察す、朝廷の紀綱は尽く此に繫がり、台察の任、実に清要なり。卿等當に己を正して以て下を率い、忠をもつて上に事えんと思ふべし。蓋し己が不正なれば、人を正す能わず。是の故に人を治むる者は必ず先に自ら治めば、人の瞻仰する所あり。委靡因循して以て姦を縱い、まさにし惡を長せしむるなかれ、公に仮り私を濟して以て人を傷つけ物を害するなかれ。

といつてゐる。すなわち國家支配の中心を中書、都督府及びこの御史台の三大府におき、朝廷の紀綱はすべて此に繫がるというのである。さらに同十月乙卯に、太祖は台憲官たる劉基・章溢等に謂つて、「紀綱法度は治の本たり、紀綱

を振い法度を明らかにする所以のものは、則ち台憲にあり、凡そ紀綱法度を掲げ以て百司に示すは、なお射の正鵠あるがごとく、百司庶職、弓矢を操つて以て射を台憲に学ぶべきなり。いやしくもその本を知らざれば、小物を察して大体にくらく、至正にあらざるの道にいたる。爾等、法をとりに上、天象に応ぜよ。いささかも偏曲あらば、則ち紀綱法度は廢壞し、民はその安きを得ず。天道昭然たり、深く畏るべきなり」と、御史台官の責任を強調している。すなわち太祖の抱負がいかに大きかつたかを物語るものといえるであらう。

三

このようにして創設された御史台も、当初はなお十分に活躍したわけではなかつた。呉元年十月に置かれてわずか三ヶ月の後、すなわち洪武元年になると、正月四日、朱元璋は南郊で天地を祀り、はじめて皇帝の位に即き、大明と号し、洪武と建元した。そして李善長、徐達を左右丞相となし、天下に詔を下して、「凡そ兩淮・兩浙・江東・江西・湖湘・漢沔・閩広・山東・及び西南諸部蛮夷は、各処に寇

攘し、屢々大將軍と諸將校に命じて、威武を奮揚せしめ、已に皆擡定し、民は田里に安んず」といつているが、しかし実録によれば、なおその同じ日に、湖広平章楊璟が永州の元軍と戦つており、また湯和は福建の莆田等十三県を降しさらに兵を延平に進めている。あるいは鄧愈は同じ正月庚子(二十九日)に征戍將軍として、南陽以北の未だ降らない諸州郡に兵を進めている。このように国内も未だ十分にその支配下に掌握されたわけではなく、御史大夫の湯和、鄧愈の二人が東奔西走にあけくれているので、百司の糾察もなお活潑に行われなかつたのである。

そこで太祖は二月己未(十八日)、侍御史文原吉等に論して、^④

比来、台臣久しく諫諍なし。豈に朝廷の庶務みなことごとく善からんや。そもそも朕が聴受する能わざらんか。爾等、言を以て職となす、貴とぶ所の者は忠言にして、日々聞きて天下國家に益あり。若し君に過舉ありて言わざれば、これ臣が君にそむけり。臣よく直言して君納れざれば、これ君が臣にそむけり。蓋し秦漢以来の季世の末主を見るに、短を護つて諫を惡み、忠直を誅戮し、人自ら保つことを懐い、肯て言を為す者なく、積咎

十二年	十年	九年	八年	七年	六年
安然 九月十五日 浙江布政使 より右御史 大夫に任	任十五 日左に 大夫に任 より右御 史	丁玉 九月二十六 日中書右 丞		汪広洋 四月二十三 日広東参 政より任 十年九月二 十六日右丞 相となる	陳寧 七月十三日 御史中丞より 任右大夫に 任十六日左に 任十三年誅
涂節 正月二十三 日通政使よ り任 十三年正月 誅					商嵩 七月二十六 日侍御史よ り任 八年二月二 十四日浙江 参政となる
		閏九月十二 日廢止			
		閏九月十二 日廢止	鎖納兒加 正月六日任		
		同上			

十三年				
安然				
正月左御史中丞となり賜帛		秦中 九月十五日 四川右参 政より左御 史		
		中丞に任		

さて、この表から知られることは、まず第一に、御史台の諸官に任命されるのに、その前官が如何なるものであるかを問わず、また前官が同じ品級であつても、必らずしも一定の品級に当るわけではないということである。表の中で最も普通の例は、尚書、行省参政まれには侍郎からの移動であるが、洪武元年に置かれた六部の制によれば、尚書は正三品、侍郎は正四品であり、参政すなわち参知政事は従二品である。その参政(広東)から御史大夫(従一品)になつた汪広洋の例もあれば、楊憲、周禎のごとく御史中丞(正二品)になつたものもあり、また蔡哲のごときは同じ品級の侍御史になつている。あるいは正三品の兵部尚書から劉貞は同品の治書侍御史となり、周禎も刑部尚書よりこの官に就いているが、王居仁のごとく、従二品の侍御史よ

り兵部尚書に移つたものもある。また汪河は正四品の吏部侍郎より侍御史となつたのに対し、尋道は戸部左侍郎より低い殿中侍御史に移つている。これは後世の職官が概ねその転由昇陞の規定が固定化してきたのに対し、自由に適材を考へて人物本位に選任されたからであらう。したがつて人物がよければ、一躍にして擢陞されることもあり、御史台経歴であつた劉希魯が刑部尚書に拔擢されたことなど、その著しい例である。

第二に御史台の職官内で昇任した例は少なく、普通は尚書、參政等に転出するものであり、わずかに昇任は周禎、商嵩、陳寧の三人である。しかも周禎はかつて治書侍御史より一たび広東參政に出たものであるが、二年後に御史中丞に迎えられた人である。また陳寧は御史中丞から御史大夫に進んだのは、一に左丞相の胡惟庸の薦任によるものであつた。故に純粹に昇陞した者は、商嵩一人といえるであらう。

これらの堂上官に対して、いささか趣きを異にして、必要に応じていくらでも選任されたのが監察御史である。実録によれば、呉元年の御史台創設の際に、正七品の官とし

て何士弘、呉去疾等が充てられたと言ひ、南京都察院志卷四には、以上の二名の外に、盛原輔・趙麟・崔永泰・張純誠・謝如心らの名が挙げられている^⑩。しかし監察御史の定員がはっきりと規定され、その職務が明示されたのは、洪武十五年都察院となつてからであり、この御史台時代にはあまり明瞭な規定はなく、ただ前代につづいて天子の耳目として、内外百司の官の正邪を糾察するというのみであつた。またその選任の実際をみても、洪武元年には高原侃一人のみであり、同二年には睢稼・呂宗俊ら数人であるが、三年になると、王鉉・吉昌・王子啓・胡子祺・袁凱の外二十人、四年には茹太素・張度・馬貫の外四名、そして五年に任命された者なしというように年によつてまちまちであり、御史台時代で最も多いのは、洪武九年の四十四名という数であつた^⑪。ところがこれらの監察御史に任ぜられた人々をみると、甚だ興味深い事実が見出される。すなわち儒士あるいは監生より擢任されたものが多いことである。

この監察御史に儒士あるいは監生をさかんに採用したことは、いわば朝廷内における文官の進出を意味するものであつて、まさに武官に対抗する新しい勢力の伸長であつた。

そしてこれは御史台の堂上官において、御史大夫の武官に

対する、御史中丞の文官の採用ということと相応するもので、太祖の政策に出るものであり、太祖の挙兵にあつてこれに應じて来附した者の多くが、目に一丁字もない輩であり、いよいよ国家の体制がととのつてくるにつれて、その腕よりも学者の知識が必要になつてきたのである。さらにまたその輩が開国の功臣として朝廷内に横行することがあつては、太祖も安心することができない。平和になるにつれて一つの心配事ともなるので、これに対する抑制策であつたのではなからうか。その上考えられることは、創業の初、天下の民を安堵せしめるためには、文化的な政策を行うことを示さねばならない。その人心安定のために、大いに儒臣を登用することを明示せんとしたものでなからうか。勿論太祖自身も二十二史劄記卷三二に、「明祖遊丐を以て事を起し、目に書を知らざるも、その後文学明達し、博く古今に通ず」というように、よく学業に勤めたことも、一因をなすものであろう。

さらにその事実をもとめると、実録の洪武元年十一月丁未(十日)の条に、太祖が侍御史文原吉に論して次のよう

に言っている。

朕、近ごろ儒者を以て御史となす。蓋し儒者は経史に通じ、道理を知り、政を為すによく大体を知る。ただその台憲の故実を語んぜざることを恐る。卿等よろしくことごとく以て之に告げ、事に臨んで循うところあらしむべし。蓋し台官の長は即ち御史の帥なり。卿等、これを善導することを惜しむなかれ。

と。これによつて、太祖が御史に儒者を任ずるの意を知りうるであろう。また御史台の堂上官と監察御史との関係の一端を示していると考えられる。さらに朝廷内の武官と文官との関係については、実録の洪武三年十月丙辰朔に、監察御史袁凱の言に、

國家四方を邊平す、固より將帥の力に資す。然れども今天下すでに定まり、將帥多く京帥にあり、その精悍雄傑の士、智は余りあるといえども、君臣の礼に於て、未だ悉く究めざるを恐る。臣ねがわくば、都督府において通経学古の士あるいは五人あるいは三人を延致し、諸將を期望の早朝後、ともに都堂に赴かしめ、経史を聴講せしめば、忠君愛國の心、全身保家の道、油然と日々生じ、自から知らざらんや。

といい、太祖はこれを嘉納して、遂に省台に勅して、儒士

を午門に延聘して番直せしめ、諸將に説書せしめたのである。これ武官の文化的向上を期するとともに、君臣の礼を詳説することによつて、かれらを抑圧せんとしたものに外ならない。しかして洪武三年に監察御史に任ぜられた人々の多くが、儒士より擢任されたものであり、この上言をした袁凱はまさにその一人であつた。

あるいは太祖の言に、「治を致すは善俗にあり、善俗は教化にもとづく」といつて、洪武八年三月、国子生林伯雲等三百六十六人を北方各郡に分教せしめたが、この国子生を選任したのが、御史台であつた。また国子生出身者を多く監察御史に採用したことは、国権卷六、洪武八年六月丁酉に、「国子生李拯等、以少俊直文華武英二堂、並命爲御史」という記事があることによつて知られる。なお実録には、これをくわしく、「初め上は国子生の年少聡敏なる者を択んで、文華武英二堂に入れ説書せしめ、これを小秀才と謂い、甚だ寵遇せらる。是に至つて俱に監察御史となす」といつている。すなわちその後洪武九年に監察御史になつた四十四名の過半数は監生出身であつた。

四

御史台とは、百司を糾察するのが任務であるが、具体的にはどのようなことを行つたのであろうか。

まず第一に不正の官吏を糾察することであるが、その為には相手が丞相であらうと、上位の官であらうと、厳然たる権威をもつて対決する。国初太祖が北巡するに当つて、丞相李善長及び御史中丞劉基らに京師を留守せしめた時、劉基に語つて、「奸悪を督察しもつて整鞮を肅えるため、内府のことといえども亦宜しく糾舉すべし」といつた。たまたま中書都事李彬なる者の姦事が発覚したが、彬はもと李善長につき従い、その威福を笠にきていた者であり、善長も劉基に其の獄を緩めるよう言つてやつた。しかし劉基はもとより剛嚴である故これを允さず、人を馳らせて太祖に上奏し、彬を誅せんことを請い、太祖もまたこれを裁可した。その頃ひでりが続いていたので、李善長等は神に禱ることを議し、これは彬を誅する報いがやつて来ているのだとなして、「今雨を禱らうとしているのに、人を殺すべきでない」と言つた。劉基は怒つて、「李彬を殺さば、

天必らず雨ふらん」といい、遂に彬を斬つた。これより李善長は劉基に銜む所ありという^⑧。ともかく劉基が丞相李善長に対しても、一歩もゆずらず、堂々と糾察した態度は、御史台の真面目を發揮したものと見える。

太祖もまた御史台がすべからず厳正であり、朝廷の紀綱をよく保持せんことを期し、しばしば勅諭を下して、督励した。すなわち洪武三年正月甲午(四日)には、各道按察司の官が来朝したのに際して、御史台の官を召し、併せて彼等に諭して、その任の重要なこと、及び公正に事を行ない、善を挙げ悪を遏ぎ、よく邪正を弁別すべきことを強調している^⑨。また洪武四年閏三月庚辰(二十七日)に、兵部尚書劉貞を治書侍御史に任じた時、劉貞に対して憲台の官の責務重大なることを諭じ、洪武六年正月丙辰(十四日)には、御史台の臣に不剛不柔、よく物に即して是非を行えと諭している。あるいは同年二月壬寅(三十日)には、御史台に命じて、監察御史及び各道按察司をして、天下の有司の官の過犯の有無を察舉し、黜陟を奏報せしめ、なお台臣に諭して、刑は蔽に行うべく、廉能の官は過ありと雖も常に有免を加えるが、貪虐の徒は小罪と雖もまた赦さずという。

したがつてその弾劾には種々の場合があり、洪武七年四月丁酉(二日)には、御史台は太常司卿呂本が職につとめず、功臣の廟の壞れたのを修治しないと糾奏し、そのため呂本はその官を免ぜられ、罰として功臣廟に役せられていた。また洪武九年十月壬子(二日)、太祖が午門樓に御した時、秦府右相文原吉等が事を奏せんとして、左門より入つたのを見て、監察御史吉昌等はこれを劾して、「臣伏してみるに、闕廷の門は君臣各々由る所の路あり、今月二日、上丹闕に御し、秦府右相文原吉・燕府長史朱復・楚府長史朱廉・靖江府長史趙燠・翰林承旨宋濂・編修傅藻ら、闕に詣つて事を奏せんとして、左門より僭行す、礼に於て人臣の宜しくする所にあらず、よろしく法司に下すべし」と述べ、太祖は詔して皆これを宥したけれども、文原吉、宋濂などいづれも当時の高官であり、これに対して、堂々と弾劾を行つていたのである。

さて次に御史台の任務の第二としては、朝会の糾儀が挙げられる。すなわち洪武三年六月甲子(七日)に、礼部尚書崔亮等の言に、「朝儀は整肅を貴とび、礼文は乖錯するべからず。今、大朝会常朝及び内外官員辭謝奏事侍班等の

礼を定め、侍儀司に付して之を行わしむ」といい、なお「殿中侍御史は、殿廷の失儀を糾劾し、監察御史は大朝会の百官の失儀を糾挙す」るように規定した。つづいて四年正月己亥(十五日)、御史台はその行うべき百般の庶務をまとめて憲綱と称し、諸臣に頒給した。これを実録では、

御史台、憲綱四十条を進擬す。上これを覽て親しく刪定を加え、詔して刊行頒給せしめ、因つて台臣に謂つて曰く、元時、官に任ずるに、ただ本族を貴とび、四國の土を輕んじ、南人に至つては風憲に入るを得ず。豈にこれ公道ならんや。朕が人を用ふるや、これ才のみにして、南北の風憲に間なからしめ、朕が耳目となす。その人を得て任せば、則ち自から蔽の患なし。

という。この憲綱四十条が明代において最初に出来たものであるが、今にわかにはその内容を知ることができない。ただ皇明制書^⑨の中に、正統四年十月二十六日の勅諭が付せられてゐる憲綱が載録されており、洪武以来、官制の改変やその他の事情でかなり増損されてはゐるであろうが、いささかその内容を知る手がかりになるであろうから、次にその簡目を挙げてみよう。これはすべて三十四条よりなり、洪武四年の憲綱より六条少ないが、

糾劾百司	朝会礼儀	祭祀礼儀
点差御史	官吏取受	嘱託公事
禁再糾劾	互相糾劾	出巡期限
出巡隨從	分巡廻避	巡視倉庫
追問刑名	親問公事	理断詞訟
沮壞風憲	裝誣風憲	擬断公事
約会問事	巡按失職	照刷文卷
審理罪囚	直言所見	举明孝義
巡按卷宗	声訴冤枉	官吏訴罪
廻避讎嫌	禁約迎送	講讀律令
選用風憲	選用吏典	比律事理
公用物件		

となつてゐる。そして、この三十四条の形になつたのは、正統までの年月の間に、順次整えられた上でのことであつて、洪武四年の時にはなお項目の内容に異つたものがあつたであろう。そして具体的な事務処理の上でも、順次変更があり、洪武七年八月辛丑(八日)には、刑部侍郎茹太素が上言して、中書省より内外百司は、ことごとく監察御史按察司の檢挙を聴し、御史台の案牘は守院御史によつて檢挙せしめることを乞ひ、裁可されてゐる。あるいは実録の

洪武八年十二月癸巳(八日)の条に、太祖が御史台の臣に諭して、「ちかごろ糧長を設け、その民租を掌取せしめて、以て輸納を総べ、有司科擾の弊より民を免れしめた。これ甚だ便である。自今糧長にして雜犯あり、死罪及び徒流の者は、ただこれを杖してその輸作を免れしめ、なお税糧を掌らしめよ」といひ、御史台は「糧長にして犯あれば、銅を納めて罪を贖うを許せしめん」と言つて、太祖の制可を得たということがあるが、御史台はかくのごとく地方の下部の事まで扱つていたのである。

ともかく御史台の扱う任務はかなりひろく、中書、都督府とならび称せられる三大府の一つであるから、国家一般の行政に関しても、中書と共にしばしば下問をうけた。たとえば洪武六年九月丁未(九日)に、有司の庶務を申報する法を更定した時に、中書省と詳議し、今まで戸口錢糧學校獄訟の類のごとく、毎季あるいは毎月、増損見在の数を書いて、上部に報じていたのを、月報は季報に、季報は歳報に改めている。あるいは洪武七年十一月壬午(二十一日)には、かつて罪を犯し鳳陽の屯田に発せられた官吏について、復用せんとした時に、中書省とならび詔諭をうけている。

かくて御史台の任は重く、その長官たる御史大夫は国家の重臣であつて、洪武十二年正月丁亥(十九日)に丞相等の歳祿の数を、石に刻んで官署に立てた時、中書省左右丞相と御史台御史大夫は、毎歳各三千五百石を江西の官田の内より給与されることになつたという。しかしすでにこの頃に御史台の内に危険が内包されていた。すなわち胡惟庸の事件である。

ここで一つ監察御史について附言したい。すでに監察御史の職務については、先に簡単にのべているが、洪武六年八月乙亥(六日)には、監察御史蒼祿与権等が上言して、三皇を祀らんことを請ひ、太祖は礼部に下して、五帝三皇及び漢唐宋創業の君の廟を京師にたて致祭せしめた。あるいは、実録の洪武七年七月丁亥(二十四日)の条には、

監察御史刑雄、陝西を巡按して言う、大同の諸処の人民、歳々粮草を輸し、辺士に餉給して、供億勞苦たりと。上、惻然として中書省の臣に謂つて曰く、軍士戍辺して道里險遠、民人の供億艱なるを識る。宜しく其の勞を少しく紓すべしと。すなわち命じて歳々馬草を納むるを停め、若し用に足らざれば、直を給してこれを市しむ。ついで山西北平諸衛に詔して、軍士をして

時に依り芻草を採取せしめ、以て儲蓄をなし、民を勞すること
を免れしむ。

と。これも監察御史としての任務の一つであつたのだらう。

さて、この刑雄の記事で注意すべきことがある。すなわち
実録では、陝西を巡按したということである。明史卷二二
によれば、洪武十年七月、始めて御史を遣して、州県を巡
按せしむとあり、栗林氏はなお統文獻通考や明大政纂要等
を利用してこれらの点を詳説されている。^⑤ところが実録に
於ては、なお外にもこれに似たような記事があつて、必ら
ずしも洪武十年七月はそのままうなずけられない点がある。
たとえば、洪武四年九月丙辰(七日)の条に、「監察御史を
分遣して、山東河南北平等府州に往かしめ、塩課并びに倉
課逋負の数を覈実す」とあり、すでに監察御史を地方に出
向せしめており、また洪武十年二月己巳(二十一日)には、
「監察御史吉昌等十三人を遣わし、山東広西等処を分巡せ
しむ」という。しかして同十年七月には、「是月、詔して
監察御史を遣して州県を巡按せしむ」というのである。す
なわち実録では始めてという語を使つていない。そこで分
遣、分巡という語をどのように解するかであるが、実録の

十年七月の文の後に、発遣の事情をのべた詔論があり、そ
の中では出巡の語を使つてゐる。とすれば分巡も分遣も殆
んど巡按に近いものと考えられる。したがつて、これらの
記事からみて、明史に言う洪武十年七月を巡按の初とする
のは、あやまりではなからうか。ともかく明初すでに、監
察御史の任務の中に、地方巡察的性格が含まれていたので
ある。

五

御史台の制度史上、まず改変が加えられたのは、洪武九
年閏九月のことである。すなわち諸官庁を改めて職官を定
めた時に、御史大夫(従一品)と御史中丞(正二品)とは従
前のままに存置したが、その他の侍御史、治書侍御史、殿中
侍御史は廢止された。もつとも侍御史は商嵩が六年七月御
史中丞に陞つてから欠官であつたし、殿中侍御史も唐鐸が
四年五月に紹興府知府に転出してから空いていたものでは
ある。また治書侍御史は、八年正月六日に鎖納児加が任ぜら
れたが、これは元の降将であり、さして問題にされなかつ
たのであろう。あるいはこれらの諸官には適任者が見つか

らなかつた為ではなからうか。これに対して御史大夫には汪広洋、陳寧があり、宮廷内の権臣と結び、大いに勢力を振つていた時であり、実際の仕事は非常に多くなつた監察御史をもつて行わしめたならば、中央の台官は御史大夫及び中丞で十分であり、またかえつて彼等の思うままに活動ができたものであらう。そしてこのことが洪武十三年の胡惟庸事件に関連したのである。

洪武十三年は御史台にとつて本質的な変革をもたらす年になつた。同正月二日、御史中丞涂節は、左丞相胡惟庸及び御史大夫陳寧等の謀反を告げて大獄事件は発覚し、胡惟庸、陳寧、さらに涂節等が誅せられ、一族関係者凡そ万五千人が誅殺をうけた。かくて太祖は己亥(七日)に文武百官に諭して、「朕、臨御以来十有三年、その間大臣をして輔弼せしめ、中書省をして天下の文治を総べしめ、都督府をして天下の兵政を統べしめ、御史台をして朝廷の紀綱を振わしめた。豈に意わんや、奸臣がひそかに国柄をとり法を枉げ不軌の心を操らうとは。これより中書省を革去して六部を陞し、大都督府は五軍都督に分領せしめん」といい、一大改革を行ない、専権者の出ないように配慮したのであ

る。しかして十日には六部御史台等の官の品秩を定め、御史台には御史大夫をやめて左右中丞(正二品)及び左右侍御史(正四品)のみを置くことになつた。つづいて二十五日には今までの御史大夫であつた安然を左御史中丞に遷し、さらに五月六日、突然に郷里に帰らしめ、御史台のことは李善長に理めしめた上、同月ついに御史台及び各道按察司を罷めたのである。

しかしなお廃止せずに残された御史があつた。すなわち監察御史である。これは品級こそ正七品の低い官職ではあるが、すでに監生の中から俊秀なる者を多数選任し、また給事中・翰林編修・中書舎人など、いわば実務に近い職歴を持つた文官を温存するブルであつたから、御史台の堂上官のごとく、起兵以来の老将や、元代生き残りの文臣と違つて、太祖の意志をよく奉戴する新進の人々であり、しかも新しい教育でもつて明朝の中堅とならうという人々であつた。すなわち太祖はこの人々をもつて、新しい形の監察を行うことにしたのである。御史台や按察司を廃止した同じ月に、監察御史章良等は、かつて罪を得て屯田役に充てられた者の赦免を乞うて許されており、また六月甲申

（二十五日）監察御史葉孟方等の薦によつて、儒士揭桓・王興等が朝廷に召されており、御史台廃止後の監察御史の活躍をみる事ができる。

そこで一般官庁への儒士の任用ということを見ると、これは勿論明初より行なわれ、太祖のかねてから念願する所であつた。しかしそれが、この十三年五月ごろからとくに活潑になつたのは、諸官庁の改編と同時に、これに充用すべき人的資源の緊急なる需要に迫られたからである。また人事の刷新という面も考えられる。たとえば、

洪武十三年五月十三日、吏部に命じて各処に挙ぐる所の儒士及び聰明正直な人を銓次し、皆授くるに官を以てし、凡そ十一人なり。

十三年六月十一日、儒士趙楫を以て試通政使司右參議となす。

同月十四日、儒士李延齡・李幹を召し、勅して曰く、朕、即位して十有三年、夙夜孜孜として、四方の賢才を得て相与に天下を安んぜんと思ふ。何ぞ大臣不職にして、朋比奸を為すを期せんや。四凶の罪すでに誅すといえども、求賢の意未だかなわず。今監察御史、爾等の博学洽聞なるを薦む、特に使を遣して有司に召して礼送して京に至らしむ、朕が虚懐に副わんことを。

十六日、儒士楊良卿・王成季を召す。

十七日、儒士石器等を召す。

二十五日、儒士呂俱明を召す。

など、ほとんど旬日をおかずに、地方より挙ぐる儒士を召して官に就け、新しき体制をととのえようとしている。しかも六月十四日の勅によつても、胡惟庸の事件による精神的打撃が如何に大きかつたかがしのばれるものであり、それ故にこそ新しい儒士に期待すること、また如何に絶大なものがあつたかがわかる。そしてこの新人発掘に監察御史が一役買つて、次々に薦挙しているのである。

ところで監察御史の所屬名は察院である。これ明史卷七三に挙げた察院監察御史であり、太祖が御史台創設に論した言葉の中にいう「御史掌糾察、朝廷紀綱、尽繫於此、而台察之任、尤清要」の台（御史台）に対する察（察院）である。而して洪武十三年五月御史台をすでに廃したので、それ以後を察院時代とよぶことができるであらう。そしてこの時期は洪武十五年十月までといえる。しかるに東洋歴史大辭典「明」には、「十四年改めて都察院となし、監察都御史八人及び十二道監察御史六十人を置いた」という。ま

になつた。明史卷七三には、

監察都御史八人を設け、秩は正七品なり。監察御史を分ちて、浙江河南山東北平山西陝西湖廣福建江西廣東西四川の十二道と為し、各道に御史或は五人、或は三四人を置く、秩は正九品なり。

といい、また秀才李原明、詹徽等を都御史となし、秀才呉荃等五人を試監察御史となした。^⑤ここで今までの察院が都察院となつて、中央に都御史、各道に監察御史がそれぞれ配置されて、職掌が明確化されたものといえるであろう。

ついで洪武十六年六月十六日、都察院を陞して正三品となし、左右都御史各一人(正三品)、左右副都御史各一人(正四品)、左右僉都御史各二人(正五品)、經歷司經歷一人(正七品)、知事一人(正八品)を設け、各道按察司は従三品となした。それとともに監察都御史詹徽を試左僉都御史、試監察御史紀著を試右僉都御史となした。また九月には刑部試郎中茹大素を試右僉都御史に任じ、十月には試左僉都御史詹徽に実授し、さらに翌年正月には左都御史に任じて、都察院の事実上の責任者となした。ついで同月十三日、都察院を正二品の衙門に進め、左右都御史(正三品)、左右副

都御史(正三品)、左右僉都御史(正四品)、經歷一員(正六品)、都事一員(正七品)、及び十二道監察御史(正七品)が定まつた。^⑥すなわち、これがいわゆる明一代の都察院の職官となつたのである。

以上において、おおむね都察院の成立までを論じた。つぎに都御史の職権をみるとすれば、明史卷七三に、「専ら百司を糾劾し、冤枉を弁明すること」といい、さらに、「凡大臣姦邪小人構党作威福乱政者劾」、「凡百官狼茸貪冒壞官紀者劾」、「凡學術不正上書陳言變乱成憲希進用者劾」、「遇朝覲考察同吏部司賢否陟黜」、「大獄重囚会鞠於外朝偕刑部大理讞平之」、「奉勅内地拊循外地各專其勅行事」と、項目を分けて挙げており、監察御史についても、「主察糾内外百司之官邪、或露章面劾、或封章奏劾」といい、在内外に外に分けて種々項目を挙げてはいるが、しかし明史のそれは、明初洪武に定められた職責とは必ずず、明一代にわたる事であり、その職務、巡按事宜、あるいは具体的な職官の変遷についてさらに論ずることは、紙幅が許されないもので、ここでは省略し、都察院の成立以後のことについては、別に稿を改めて論じたいと思う。

以上により明代都察院が成立するまでの経過を叙述した。今まで明代の監察機関といえば、都察院と直ちに思われがちであるが、その都察院が成立する以前に、前代そのままの形態をとつた御史台があつて、しかも国家の重要な官庁として威を振つたことは、見のがし得ないことである。しかもその官庁がいわゆる胡惟庸の事件を契機として、太祖の構想による政治体制にきりかえられていつたことは注目すべきである。ここで改めてこの胡惟庸の変の意義を認識すべきであらう。明代に通じて行われた政治形態は、おおむね太祖の時につくられたものであるが、その形態を持つようになつたのは、洪武十三年の事件後にできたものであつて、ほとんど洪武十四、五年から末年までに成立した。しかしその体制の原初的なものは、やはり国初に存在することが多く、太祖は洪武初年より十余年にわたつて苦心した結果、胡惟庸事件を契機としてそこに大きな改変を加へ、明朝の政治組織が成立したといえるであらう。その一例がここにいう都察院である。その後都察院は巡撫總督等の名

称を含むようになるが、これまた都察院の一大変革ともいふべきもので、軍務提督が都御史の銜を食むことによつて、またその性格の変容を来すのである。本稿にはなお不十分な点が多々あるものであるが、今までの誤りの一つでも正し得れば幸いである。

① 趙翼の二十二史劄記卷三二、「明祖行事、多仿漢高一によれば、「明祖以布衣起事、与漢高同、故幕下士多以漢高事陳説於前、明祖亦遂有一漢高在胸中、而行事多仿之」といひ、漢の高祖を自分のモデルとして、すべてこれに仿うことを心がけたことをのべている。なお明の太祖の方針が、明一代の性格を方向づけたことについては、田村実造博士「明の時代性について」『史林』三〇ノ二参照。

② 『東洋歴史大辞典』「明」の項や、栗林宣夫氏「明代の巡撫の成立に就て」(『史潮』一一ノ三)など、いずれも、「十四年改めて都察院となす」とのべておられるが、この言葉はいささか問題であり、改めたのでなく、明らかにその出発点が異つたものと考えられる。以下詳しくは後でのべる。なお栗林氏には史料の提供をうけた。厚く感謝する次第である。

③ 大明会典(万曆)卷二〇九都察院の項、及び王圻統文獻通考卷八九などによれば、照磨管勾の下に、なお「訳事、引進使等官」があつたという。

④ 欽定統文獻通考卷五四、王圻統文獻通考卷八九に宋以後の御

史台を挙げている。なお桜井芳郎氏「御史制度の形成」（『東洋学報』二三ノ二、三）、三上次男氏「金の御史台の組織」（『東洋学報』三一ノ四）、高一涵『中国御史制度的沿革』、徐式圭『中国監察史略』等参照。

⑤ 湯和の伝は明史卷一二六、明史稿卷一一七、国朝獻徵録卷五など多くの書に挙げられている。李贄は続蔵書の中で、湯和を次の鄧愈とともに開国功臣の項に入れている。

⑥ 明史卷一二八、章溢伝に、「洪武元年、与劉基並拜御史中丞……」はあやまりであつて、呉元年と訂正すべきである。

⑦ 明実録、呉元年十月癸丑の条に、「命御史大夫湯和為征南將軍僉大都督府事……」とある。国権卷二（古籍出版社刊）の同日の条に、「方谷珍を征す」というのは、方園珍をさす。

⑧ 実録、洪武元年正月辛巳の条に、このことを言い、なお太祖が李善長等に論した言葉に、東宮の官属について、別に府僚を設けず、彼等に之を兼ねしめたのは、如何なる理由かをのべている。

⑨ この論は明史卷七三、或は国権卷二に見えているが、はるかに簡略であるから、ここでは実録、呉元年十月壬子条による。

⑩ 実録、洪武元年二月己未の条による。国権卷三には、この論はごく簡略に挙げている。

⑪ 南京都察院志卷三に、「呉元年至洪武十三年御史台堂官年表」があり、「謹按洪武十四年、定為都察院、十三年以前皆御史台也」といつている。本表は、体裁をこれによつたが、しかし誤りがかかなり多いので、実録、国権その他の史料によつて補正し

た。ちなみに南京都察院志四〇巻は、天啓三年序刊、明の邢伯裕、王永光等多くの人々の纂輯にかり、明一代の南京都察院についての関係史料をよく集めている。我が国では、内閣文庫しか所蔵されていないようで、甚だ貴重な書である。

⑫ 尋适は、国権卷四、洪武三年三月壬寅の条に、秦适と見えてゐるが、これは誤りであろう。

⑬ 明史卷七二、職官一、及び欽定統文獻通考卷八七によれば、洪武元年、はじめて六部を置き、正三品の衙門となした。また国初中書省を置き、地方には行中書省を配してともに平章政事、以下諸官を設けた。これが洪武九年改められて承宣布政使司となり、平章政事、左右丞等の官が罷められて、参知政事が布政使になり、かつての参知政事（従二品）いわゆる参政が、正二品の官になつたのである。そしてまた改めて左右参政（従二品）がおかれたが、いささか趣をこじにしたものといえよう。

⑭ 実録、洪武二年三月甲寅の条。

⑮ 実録、呉元年十月甲寅の条に、監察御史の名を挙げ、国権卷二、同日の条に同じく見えるが、南京都察院志卷四では、張純誠を張純臣、謝如心を謝恕といい、なお一に謝汝忠に作るという。

⑯ 監察御史任命の数は、南京都察院志卷四による。ただし洪武二年には、睢稼、呂俊の二名をあげているのみであるが、実録洪武二年十二月甲申の条には「以呂宗俊等六人為監察御史、人賜衣一襲」という。ちなみに南京都察院志の呂俊は呂宗俊の誤であろう。

①⑦ 実録、洪武八年三月戊辰の条。なお実録によれば、洪武十年九月、北方に分教せしめられた国子生を、朝に選して擢用したことが見えている。

①⑧ 実録、洪武元年八月丁丑の条。

①⑨ 以下各項はすべて実録、及び国権、南京都察院志等による。

②⑩ 皇明制書は、二十卷、明張爾縉、万曆七年刊行といわれ、また我が国には、尊経閣本、東洋文庫本、内閣文庫本など、それぞれ内容の出入した版がある。ここで利用した憲綱は、陽明文庫所蔵の皇明制書に依つたが、これは二十巻本でなく十四巻より成り、名古屋蓬左文庫もまたこれと同じ系統である。なお実録、洪武六年四月戊戌の条には、監察御史蒼禄与権の上言によつて、律令憲綱を重刊して、諸司に頒つたという。

②⑪ 国権には、この日を丙戌としているが、誤りであり、丁亥が正しい。

②② 粟林宣夫氏前掲論文。

②③ 実録、洪武八年正月丙子の条。

②④ 南京都察院志卷四参照。

②⑤ 実録、洪武十四年三月丁亥の条。各道の按察分司は浙江四、

江西四、湖広十一、河南四、山西四、広東三、広西三、陝西四、福建四、北平四、山東四、四川四から成つている。なおこの分司は、さらに洪武十五年九月癸亥に、天下の府州県に置かれ、儒士王存中等五百三十一人を試験事となし、人ごとに二県を按治せしめ、一年をへると官を選した。その後、十六年三月壬申、提刑按察分司は、所期の成果なく、不法が行なわれたので、ついに廃止した。また洪武十四年三月の按察司の復置のころには、すでに布政使司も整備され、十四年二月己卯に今までの各処一名を左右布政使各一名に増設している。

②⑥ 実録、洪武十三年八月丙子の条に、「監察御史連楹等劾奏、応天府尹曾朝佐、祭歴代忠臣、不具祭服、有乖典礼」という。

②⑦ 試監察御史は、明史の註によれば、一年の後実授となるもので、特殊な場合は半年で実授された。この制度は正徳年間あらためられた。

②⑧ 徐式圭『中国監察史略』一〇〇頁に、都察院の都御史が置かれたのは、洪武十八年としているが、これは明らかに誤りである。

The Tendency of *Nanto* 南都-Buddhism represented
by the *Saichō's* 最澄 Dogma

by

Kōyū Sonoda

Saichō 最澄, one of the buddhist founders in the *Heian* 平安 era, had been fiercely discussing for five years with *Tokuichi* 德一, the learned priest of the *Hossō* 法相 sect who lived then in *Aizu* 会津 and was an earnest successor to the theory of the logical *Yukayuishiki* 瑜伽唯識 which was for the first time introduced into the eastern Asia by *Hsüan-tsang* 玄奘 of *T'ang* 唐. *Saichō*, confronted with this new theory, in turn claimed preceding theories of various sects to strengthen his own stand-point.

Buddhist dogma in the *Nara* 奈良 era accepted miscellaneous various theories used by him. These discussions, we may say, enable us somewhat to revive the dogma in the *Nara* era.

Establishment of *Tu-ch'a-yüan* 都察院 in *Ming* 明 Dynasty

by

Senryū Mano

The inspection system, accusing evil deeds of officials, occupies more important position in the Chinese politics than administration and military affairs.

Yü-shih-t'ai 御史台, established in the central districts after the *Han* 漢 dynasty, was served by the able and pure of the officials, but inspection authority in the *Ming* 明 dynasty was known as the name of *Tu-ch'a-yüan*, not *Yü-shih-t'ai*. Why did this change happen? The origin of *Tu-ch'a-yüan* was in *Hung-wu* 洪武 15, or 1382; before the year had been established *Yü-shih-t'ai*, which, one of the three important offices with *Chung-shu-shêng* 中書省 and *tu-tu-fu* 都督府, was served by a chief official. Under the pretence of the high treason case of *Hu-wei-yung* 胡惟庸, the new form of *Tu-ch'a-yüan* 都察院

was established. Then, to understand the inspection system in the *Ming* dynasty, we shall have to trace the transition of *Yü-shih-t'ai* period, change of its political institution, and current of *Tu-ch'a-yüan* period. This article treats this situation, corresponding to the administrative policy of *T'ai-tsu* 太祖.

The Meaning of the Thessalonica Case

—the Empire of Theodosius and Ambrosius—

by

Eizaburō Nagatomo

Cristianization of the Roman Empire may be said to be originated by Emperor Constantinus, and completed by Emperor Theodosius, but the spiritual formation of the really christian emperor Theodosius cannot be completed without the influence of Ambrosius, bishop of Milano, at the strongest stage of which was the case of Thessalonica massacre.

Judging conditions before and after the case, we can realize his spiritual change that Theodosius, who had primarily made much of dignity of the empire, put piety to god as a premise of holding the empire after 390.

On *Kana* 仮名 in *Gukanshō* 愚管抄

by

Kaoru Shiomi

Our problem is to research from our experience of revision whether it was written only in *Kana* 仮名 or not and in *Katakana* 片仮名 or in *Hirakana* 平仮名, though *Jien* 慈円 himself said that he would write *Gukanshō* 愚管抄 in *Kana* 仮名. It seemed that why he wrote it in *Kana* 仮名 was not to offer it for an unlimited number of common people, but for the certain people or the one who could not read except in *Kana* 仮名.